

(様式第1号)

平成26年度 第5回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	平成26年12月25日(木) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 大方 美香 副 会 長 寺見 陽子 委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 末谷 満 委 員 金光 文代 委 員 有馬 直美 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 半田 孝代 委 員 三柴 哲 委 員 藤原 寛子 委 員 北川 知子 委 員 伊田 義信 委 員 三井 幸裕 欠席委員 山本 眞 欠席委員 安里 知陽 欠席委員 守上 三奈子 欠席委員 橋本 亮一 欠席委員 英 真希子  事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども・健康部主幹 中塚 景子 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 阿南 尚子 こども政策課主査 津村 直行 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰  芦屋市子ども・子育て会議関係課 こども・健康部こども課長 茶嶋 奈美 こども・健康部保育課長 伊藤 浩一 こども・健康部健康課長 越智 恭宏 教育委員会管理部管理課長 小川 智瑞子

	教育委員会社会教育部青少年育成課長 田中 徹
事務局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公開
傍聴者数	11人

## 1 会議次第

### <開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

### <議題>

- (1) 中間まとめ－パブリックコメントの意見について
- (2) 中間まとめ－放課後児童健全育成事業の確保方策の考え方について
- (3) 利用者負担の考え方について
- (4) その他連絡事項

### <閉会>

閉会の挨拶

## 2 提出資料

資料1 芦屋市子ども・子育て支援事業計画【中間まとめ】に関するパブリックコメントの結果と意見に対する考え方について

資料1-2 意見反映箇所とその他の修正点

資料2 芦屋市子ども・子育て支援事業計画【中間まとめ】第5章修正（放課後児童健全育成事業）

資料2-2 一体的な、又は連携によるモデルケース（例）

資料3 公立幼稚園における在園児の利用者負担経過措置について（案）

委員提出資料 芦屋市子ども子育て支援事業計画 中間まとめ に対する意見

## 3 審議経過

### <開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局から開会の挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

- (3) 資料の確認

【事務局より資料確認】

### <議事>

- (1) 中間まとめ－パブリックコメントの意見について

【事務局より資料説明（中間まとめ－パブリックコメントの意見について）】

( 会 長 ) 放課後児童健全育成事業につきましては別途慎重に協議をするという事になっておりますので、それ以外のところでご意見等ご確認等はございますか。なければ、次に中間まとめ放課後児童健全育成事業の確保方策の考え方について入りたいと思います。この議題に関して今回友廣委員からとても丁寧な意見、資料の方が出されておりますので、まず、事務局からご説明を受け、補足という形で資料の方のご説明を友廣委員から受けたいと思います。

(2) 中間まとめ－放課後児童健全育成事業の確保方策の考え方について

( 会 長 ) それでは事務局、議題2の放課後児童健全育成事業の確保方策の考え方について説明をお願いします。

【事務局より資料説明（中間まとめ－放課後児童健全育成事業の確保方策の考え方について）】

( 会 長 ) 次に友廣委員のご意見を伺いたいと思います。

(友廣委員) 資料全体としては中間まとめに関する幼稚園と保育所を含めて全部の意見を書かせてもらいました。放課後児童健全育成事業についてですが、前回の会議の中でも、放課後子どもプランという言葉が出てきました。私はこの放課後子どもプランには反対だという発言を随所でしてきましたが、その放課後子どもプランの私が思っている意味と芦屋でされている放課後子どもプランの意味が違っているところがありましたので、それで議論が噛み合わないところが結構あったと思います。そこでまず言葉の説明をさせていただきたいと思い資料を作ってきました。ここがしっかりと区別ができないと今の事業計画の中の説明も何となくわかりにくいということになると思います。三枚目の横向きの資料をご覧くださいまして、これの見方としては一番左端の縦ラインで放課後子供教室というものの成り立ちを簡単にまとめております。これは文部科学省が2004年からスタートし、趣旨としては放課後や週末の子どもたちの居場所を確保するために地域住民の方やいろいろな方の協力を得てやっているというもので、就労支援の内容ではありません。基本的にご家庭に家族の方がいらっしゃる子どもを対象に公的施設で遊んだり、学んだりという場を提供するという趣旨で行われてきたものです。それに対して、学童保育というのは、放課後児童クラブと表現したり、留守家庭児童会と表現したり、歴史はもう大分長く、これは保育所の成り立ちの後追いで発達してきたもので、当然、就労支援が主になっています。長い歴史があって、その中で何をしているかということ「適切な遊びと生活の場を与えて、そこで生活をしている」という趣旨が強いものです。就労支援としてご家庭に保護者がいないということをご考慮した上で、生活をする場だという位置付けです。だから、趣旨というか所管も先ほどの放課後子供教室は文部科学省、学童保育は厚生労働省ということで、全く違うものとして歴史があるものです。それに対して放課後子どもプランというのは2007年頃から出て来まして、この後放課後子供教室の文部科学省でやっているものと、放課後児童健全育成事業の厚生労働省でやっているものとを、同じ放課後だから一緒にしてはどうかと考え、もともと違うものを一体的あるいは連携して実

施するための事業というように両方の省庁に対して一緒にやったらどうだということが始まってきたものだと理解しています。ただそれはなかなか進んで来なかったという歴史があります。先程も資料の中では放課後子ども総合プランという表現に変わっていましたが、今まで、放課後子どもプランとしてやってきたのですが、なかなか進まなかったのも、また名前を変えて放課後子ども総合プランとして来年からやりましょうというようになっているものです。だから、これは実態がないものなのです。私が説明したいのは、そもそもこの2つは全然違うものだという事の説明をしたいということ。そして、芦屋で行われている放課後子どもプランという言葉の使い方ですが、「放課後子供教室」のことを指しています。そして全国的に一般的に使っている放課後子どもプランという言葉はここに書かれている「連携、一体的」を指しており、私は「連携、一体的」ということはしないほうが良いという意味で、反対という立場を取っています。これを細かく言いますと一体的ということに反対です。一体的というのは、学童保育自体をすべて解体して放課後放課後子供教室と一体にするという考え方です。連携の方には特に反対はしておりません。放課後子供教室は放課後子供教室として当然充実しないといけないでしょうし、必要な方がいらっしゃいます。学童保育は就労支援ですから、当然必要な方がいらっしゃいますから、やったらいいと思います。それぞれが連携していくというところが足りないということです。芦屋の中では一体的には今はやっていませんし、やるつもりはないとお考えだと思っております。連携というところは逆にやって欲しいと思っています。現在は学童保育の子どもたちが放課後子供教室を利用して、また、学童保育に戻るということができない状態です。そこは連携して、両方を利用できるようにして欲しいと保護者は思っています。芦屋の現状はそのように思っております。続けてパブリックコメントについてです。15番と16番のパブリックコメントで回答いただいている部分ですが、3年生から小学生に拡大をして行くということで、受け入れをするという方針にしていたことはありがたいと思っています。しかし、この回答の文章の中で、「近隣各市の状況を参考にして開始時期を具体的にこれから考えていく」という部分があるのですが、近隣各市の状況の参考というのはしないほうが良いかと思っております。芦屋市としてどうするかを考えて、より良い方向でやっていただきたい。なぜかという、この放課後児童健全育成事業に関しては、今は全国で国が示した基準と違う方向で行われようとしている現状があります。なので、あまり近隣の市の状況というのは当てにならないですし、芦屋は今、良いやり方をやっていただいておりますので、他の市を参考にして悪くなるということがないようにしていただきたいと思っております。開始時期に関しても、先程の計画では3年後からと書かれておりましたが、是非、来年度からやっていただきたいと思っております。4年生以上の学童保育を求める方はおそらく実質的には少ないと思っております。ただ、これは保護者会の全会一致で望んでいます。だから困っている少ない方を救って欲しいという思いを全保護者が持っているということです。利用する方は少ないかもしれませんが、全保護者会が一致して作って欲しいという意思を持っているので、そこを是非ともやっていただきたいと思っております。具体的に実際にやれる形としては、4年生から6年生まで一気にという形ではなくて、今まで学童保育に通った方が、来年4年生になった時に困るといの方が一番多いと思っております。その方をまず受け入れて欲しい。そして順次、

その翌年は5年生と、そして6年生と、段階的に受け入れるという形でやっていただければありがたいというように思っております。

(会長) まず枠組みとして、とても似通った言葉が出てわかりにくかったところがあったので丁寧に図で表してくださったのですが、言葉の違いというのはまずご理解できますか。その共通理解ができないと話が進みにくいと思います。

(副会長) 友廣委員さんがおっしゃっていた一体的というのは学童保育を放課後子供教室に吸収するという概念を言われたものですね。それは国の提示枠ですか、それとも友廣委員さんの提示枠ですか。

(友廣委員) 国の示している一体的という表現の中身が具体的に何かというところまでは私は今は知りませんが、イメージとしては、今まである学童保育を今から人数が増えてきたし、放課後子供教室と一緒にして定員なしで受け入れましょうというやり方をしているのが他の自治体にはあります。

(副会長) 学童保育を放課後子供教室に吸収することではないのですか。要するに、そこがどう相互乗り入れをしているかということは市町村によって異なるし、考え方によって違いがいろいろあるという理解でいいのですか。

(友廣委員) 違いはあります。

(副会長) 違いがあると理解していいんですね、そこを確認したかったのです。多分吸収することではないのではないかと思ったのです。

(事務局宮本) 少し補足をします。この一体型あるいは連携という言葉は非常に誤解を生みます。吸収されるのか、合併するのかというような意識になりがちですが、国が考えている一体型というのは同じ学校の敷地内で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一緒にやっていく、相互に交流する時間を持つ。また、連携型というのは他市などでは児童館などがございますが、学校以外で学童をしているところと学校でやっている放課後子供教室を行き来して、敷地内と敷地外を相互に交流して行こうという連携の定義付けがあるんです。芦屋市の場合は幸い全部敷地内で行っておりますので、一体型という表現が定義的には合うのかもしれませんが、やはり一体型というのは誤解を生むのと、まだまだ芦屋市はこれから取り組むものですので連携という部分からスタートをしていきたいということで、こちらにも連携という言葉を挙げておりますし、事務局あるいは所管課の認識としては、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室というのは別個のものでスタートさせていくというように認識しておりますので、そこは混同しないようにしていきたいと思っております。

(副会長) 芦屋市の地域で例えば NPO 法人や任意団体が学童保育に取り組まれているというようなことはないのですか。

(田中課長) 学童保育は今年初めて基準条例ができて、事業として合致するかしないかという判断ができるようになったわけですが、そういう意味では正確には来年度からそうした事業者が出てくるか出てこないかという話になるわけです。これまでの話で言いますと、国が言っているいわゆる類似事業として事業を行っている業者があるのかなというものでしたら、あるということになります。

(藤原委員) 放課後子ども総合プランはお勤めしている人の子どもとしていない人の子どもが一緒になって過ごすというのが認定こども園と似ていると思うのですがどうでしょうか。やはり保護者のニーズとしてはあった方がいいのではないかと思います。

(事務局宮本) 認定こども園にしましても、この放課後子ども総合プランにしましても、どちらもスタートが文部科学省と厚生労働省という別々のものでしたが、最終的には子どもの育ちという意味から到達の目的は一緒なのかもしれません。ただそこについての運営の仕方ですとか、どういう事業所、あるいはどんな基準でというのは、皆様にご協議いただいた基準の中でやって参りますので、今後の進捗というところでご意見をいただければと思っています。

(末谷委員) 具体的なイメージがわからないので教えていただきたいのですが、現在、学童保育は一つの小学校にどれぐらいの人数がいるのかということ、何時から何時ぐらいまで利用されているのかということ、利用料はいくらぐらいかということ、どんなことをして過ごしているのかというような具体的な絵を見たいです。

(田中課長) まず人数についてですが、全体では平成25年度は423人、平成26年度は429人で、いずれもこれは4月の段階の数字であり、1年間の間でだんだん減っていくという傾向にあります。学校ごとの人数では、多い学校では70人ぐらいで、その場合は2クラスになっております。少ない学校ですと30数人ぐらいなので1クラスで運営しております。時間は対象が低学年ですので5時間目が終わってから基本は17時までです。延長がございまして延長は19時までとなっております。17時までの子どもたちは集団で下校し、19時までの子どもたちは保護者がお迎えに来られて下校するという形になっております。料金ですが、基本の17時までの子どもたちの基本の育成料は月額8,000円でございます。延長保育が3,000円で、土曜日が1,600円となっております。どのようなことをして過ごしているかということですが、自由遊びや、本も置いてありますし、簡単なゲームも置いてあります。もちろん運動場でみんなで遊ぶこともございます。飲食について長期休業中はお弁当持参してもらい、専用区画保育室の中で食べているという状況です。また、おやつが出ますのでおやつ代は別途月額で2,000円をいただいております。

(会長) 指導員などどのようになっていますか。

(田中課長) 指導員は基本的には各クラスで2人の指導員がおります。また、他に配慮を要する児童がいる場合など状況に応じて加配の指導員をつけています。

(末谷委員) 学童保育中に宿題はしているのですか。

(田中課長) 基本的に学習の指導は行わないのですが、基本的な生活習慣という意味で宿題をやることの声かけはしております。

(末谷委員) 毎日通われている子どもとそうでない子どもはいるのですか。

(田中課長) 基本は両親が就労しているという要件が必要ですので、基本的にはほぼ毎日来ることが前提ですが、実際には低学年でも塾や習い事に行かれる子どももいらっしゃいますので、そのあたりはそれぞれの事情に合わせ利用されているということだと思います。

(下岡委員) 放課後子供教室に学童の子と一緒に入れるような形になったとした時に、放課後子供教室の方はあくまでも地域の住民の方がボランティアでされているということですが、月に一定額を支払われている学童保育の子どもがそこに入ったことに対する責任が出てくると思います。指導員さんがそこに入るということになるのか。または、そこまでの責任を地域のボランティアが負わされるのか。それから昔、子ども会というものが町内にありまして、子ども会では働いている働いていないに関係なく役員が回ってきて、仕事を持っている人はなかなか普段はできないけれども土日のできる時のイベントは積極的にその人たち

が運営する。例えば私も普段は全然協力できないのですが、仕事柄のこともあっていつもクリスマス会の司会をするというような子ども会の中の位置付けと  
いうのを持たされていました。それで自分も還元できていたし、普段なかなか  
お世話していないというのがありました。そのように働いている方も何らかの  
形でこの放課後子供教室の中に入っていくシステムがうまくできれば、子ども  
を分断する必要はないと思います。

(半田委員) 寺子屋という活動を土曜日にやっているのですが、やはりそれを感じます。  
働いているお母さんたちが土曜日まで一所懸命働いているので、どうしても、  
ちょっと子守をさせられているのかなという面も見えます。働いている方たち  
からは先生がおっしゃったような、できる時間帯はちょっとお手伝いしようか  
というような気持ちが全然伝わってきません。

(下岡委員) やはりそのあたりの連携が取れると地域も良くなるかと思っています。もし  
本当に事故等何か起こった時の責任になってくると、隣の人に預けているわけ  
じゃないので、問題があると思いますが、これからプランを考えていくのであ  
ればそのあたりの事がうまくいくように考えられればと思います。

(田中課長) 放課後子供教室に関しましてはもちろん市の事業として実施しますので、す  
べてがボランティアで責任がかかってくるとかそういう仕組みではございませ  
ん。もちろん市として投資をしますし、責任を持った形で運営できる事業を組み  
立てるということになります。その指導者の方をすべて任用するとか、そうい  
うことではありませんが、事業自体は責任をもって実施できる体制を整えていく予  
定です。

(加納委員) 私はコミスクを長いことしておりますが、もし、そういうふうになったら、  
私としては地域の子どもという捉え方をしますので、この子が学童から来てる  
子、この子が家に帰ってから来る子と区別することは無いと思います。それよ  
りも学童保育の指導者の意識が学童保育の枠組みで責任を持ってしておられ  
る。その中から子どもが放課後子供教室の方に行きたいという時に指導者がど  
う動くかという意識の方が問題になってくると思います。地域の方は、そんな  
に、ボランティアならボランティア、少しの有償がつくなら有償、それはその  
時であって、活動するにはあんまり関係ないと思います。

(飯田委員) 学童保育は良くわかっているのですが、放課後子供教室についてのイ  
メージがちょっとわからないので、今後、それをどういうふうに展開しようと  
するのかプランがあるのであれば教えていただけますか。

(田中課長) 今のところ月曜日から金曜日まで一応放課後から17時まで長期休業中も含め  
て実施する予定であります。参加する児童には登録していただいて、保険料の負  
担はお願いしたいと思っておりますけれども、それ以外は無料という形で実施し  
ようと思っております。教室の中身ですが、できるだけ多くプログラムを用意し  
ていきたいと思っております。低学年の子どもたちは14時30分ぐらいから17時  
までということになりますが、その中の1時間ぐらいはプログラムを用意して参加  
したければ参加できる、参加したくない子は自主的に学校内で遊べるというよ  
うな形です。自主的に遊ぶと言いましても、安全管理はしっかり見守らないと駄目  
だと思っておりますので、指導員ではないですがそういう方も配置したいと思  
っております。

(飯田委員) 学校内でやる学童保育と教室で行われる放課後子供教室というのは同じ施設  
内だから行き来はできるのかと思ったものの、今聞いているとあまり学童と変



わからないイメージかなと思いました。これからやろうとする放課後子供教室というものは学童クラブの薄いものというイメージなのでしょうか。

(事務局宮本) お配りしています資料2-2をご覧ください。これが国の示している放課後子ども総合プランの位置付けです。「共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる」これが、まさに放課後子供教室でして、連携していく上で放課後児童健全育成事業と重なる部分があります。ですから、今、飯田委員がおっしゃったように少し放課後児童健全育成事業より薄いものと言えば薄いものかもしれません。全児童が対象ですし、ましてや放課後児童健全育成事業のように条例などが定められているわけではありませんので、基準というものはそれぞれの運営の中でルール化されていくものです。また、利用者負担につきましても、学童保育は条例で費用徴収を決めているもの。放課後子供教室は実費や保険料程度で済むものという部分では若干の濃さは違うかもしれません。それを地域がスタッフとして運営していくもの、しっかりと指導員という資格を求めて運営するものという部分で区別をしていただけたらと思います。でも、先にも申しましたように子どもの育ちという基本は一緒ですので、その中でやっていることというのは、だんだん似通ってくるのではないのでしょうか。教育と保育がだんだん融合していくように根本は違うかもしれませんが、子どもたちにとっては同じような環境を提供したいと考えております。これとは別に先程も下岡委員が言われたように働く親の人達の関わり方というのがやはり地域の中では重要になると思います。保護者の意識というのは下岡委員の言われたように高い意識の方も沢山おられますので、是非そういう方たちも入りやすいような地域の放課後子供教室、あるいは土曜の寺子屋のようなものもこれからも推進していただけたらと思います。

(金光委員) 今はコミスク活動の一環としていろいろとしてくださっていますが、それと一緒にになっていく考え方ですか。

(田中課長) コミスク事業とは別の事業です。もちろん時間と場所が重なる部分がありますので良く事業を擦り合わせて、実施していく必要があると考えていますが、事業自体は全く別の物です。

(金光委員) コミスクはどこに事業に位置付けられているのですか。

(田中課長) コミスク事業は、生涯学習課の社会教育です。

(加納委員) 運動場とか体育館とか学校敷地内に限られると連携がこれからの問題でしょうね。

(伊田委員) 私の方もコミスクに関わった経験も含めて状況説明として3点お話をさせていただきます。ひとつは基本の押さえで比較表現は時に分析として危ないところがあるということです。「放課後児童健全育成事業の中で高学年は減っています」とか、「高学年はニーズが低く」とあります。これは低学年に比べて数字が低いだけであって、この数字、423とか479をニーズが多いと見るか少ないと見るか、ここをきちっと押さえないといけないと思います。前回のものと比べて、今回の訂正の案の方が、機能要件によって分けられているから、いいという意見です。二つ目は学童保育については今、芦屋の場合で私が知っている範囲の中で言うと、国の所管が1976年に厚生労働省に変わったのですが、芦屋の場合はその前の文部省が所管している時から留守家庭学級という事業を行っていました。よって教育委員会所管と最初からなっています。おそらく子どもを

預けても働くという世代が増えた中で、当時の文部省は学童については、要するにこれは教育の場ではなく生活の場にするということで保育所からの延長という形に変わったわけです。その後芦屋ではコミスクも始まるということで、芦屋は一つの学校という同じ場所にコミュニティースクールがあり、校庭開放もあり、留守家庭児童会もありということになったわけです。その後、流れの中で週休二日制が導入され、地域で子どもを見るということになって、またスポーツクラブの推進等もありました、それらを芦屋の場合はコミュニティースクールの中をベースに考えるということでずっときているわけですが、ちょうど平成16年の放課後子供教室の開始がありまして、その時は校庭開放という範疇で行っていました。三つ目は原典の再確認です。2007年に文部科学省が出してきた放課後子どもプランで、地域の方を呼んで放課後に教室を開いてそこに子どもたちを呼ぶという形を芦屋市もやっています。それらを今度は更に一体化してやるという形になったら非常にややこしくなってしまう。そこは再度原点に戻って機能的な部分、つまり放課後児童健全育成事業については生活の場であるというベースをきちっと持っておかないといけません。そのニーズもこれだけあるという認識が必要です。私も現場にいましたから実態としてはやっぱり高学年になると「どうしよう」という方がいらっしゃることも知っていますが、実数は友廣委員がおっしゃったようにそんなにみんながみんな継続していくというということはないのではないかと思います。ただそういう受け皿が市としてある方が望ましいという意見です。ですから、一つ目は機能が分けられたので、(1)と(2)に分けられた事は良いと思います。それから二つ目は私の知っている範囲での流れですね。それから3点目は再度、原点というか、それぞれがわかった上でもこの方向性がいいのかどうかの確認は必要かと思えます。

( 会 長 ) この学童保育にはいろんな歴史があって、各市町によっても随分捉え方も違い、お金の出方も違い、施設の場所、人数と指導員の比率、これもすべて違っていて、そういう事の関心が保育所よりも薄かったのではないかという部分を私たちは謙虚に受け止めなければいけないと思います。まだ国としても、ようやく事業費が下りるだけのことであって、高学年までという言い方をされていますけれども、質の議論までにはまだなっていません。本当は遊びと生活だけでいいのか、食事のことも考えなければいけないのではないか、高学年は勉強や宿題をできるようにするためには低学年と一緒に場所で安全というだけではないけなくなってきました。本当は考えなければいけないビジョンだと思います。

(伊田委員) 一方で問題になっている子どもの貧困率の問題について、国は政策としては打ち出しています。当面、就労支援のところでしのぐ必要をいっています。そういったところでは本当は小学生低学年より後もいるのではないか。就労支援というのはどうしても必要なところだろうという観点は国も考えています。いづれさらに踏み込んだ施策も出てくると思います。

( 会 長 ) 課題は山積みです。この場に居合わせた私たちも考えなくてはいけないことはかなりあります。保育所や認定子ども園や幼稚園も含めてどんどん長時間になるということは、その後の小学生に対する期待が大きい。もう一つ考えなければならないのは、子ども自身の自立という事も考えなくてはいけなくて、とりあえずその場所にいるだけということだけではいけません。そこにどういう意味を持っていくかということで、大人が守っていただけじゃなくて、子ども

もいい意味で自立できたり，自己学習できたりということも考えないと，囲い込むだけでは望ましくない。本当に困っていらっしゃる方は多くはないけれども大変な人もいらっしゃるの現実ですので，こういう議論ができたことはとても良かったと思います。一方で，地域との連携というところは他のNPOなどが今後出てきた時に学校内と学校外というのは随分市民の意識が違い，学校の敷地を利用した時のいろんな所管の責任問題などいろいろが出てくるという難しさもあるので，この辺の課題は整理をしないといけない部分が見えてきたという部分があります。ただ，今日の会議の議論としてはまず，友廣委員がおっしゃっていましたが，意見として出てきたことがパブリックコメントとして非常に多かったということを事務局としても真摯に受け止めていただき，もう一度事務局で再考していただき，それが今回提案されたということはこの会議として受け止めたらいいのではないかと思いますので，まずその部分に関してご了承いただけたらと思います。具体的なこととして，友廣委員が「近隣各市の状況を参考にとというのは，むしろ削除して芦屋のビジョンの方がいいのではないか」というご意見がありました。事務局に一任してもここでは，ちょっと答えられないですね。

(事務局宮本) はい，事務局として一旦お預かりします。

(会長) ニーズ量のことについてもいろいろな議論がありますが，その住み分けをしたところで，今日のこの数字を参考にするということで議論をしないと，また話がややこしくなるので，今日に出していただいたことを前提として議論をしたということで，整理ができればいいと思っていますところ。年度に関しては概ね友廣委員も事務局に再考していただいたということを好意的に受け止めていただいたと思います。次期のスタートのことでは「もう少し早くできないか。少なくとも今の3年生を4年生の時点で何とかならないか」というご意見がありました。これは空き教室等の設備の問題ですね。そこに詰め込めばいいという問題でもないと思いますので，その辺あたりの設備を考えて今はこの年代というものが出てきているのではないかと思うのですけれども。

(友廣委員) 今は閉めているところもありますので設備の提供量は十分にあると思います。

(田中課長) コミスクの部屋をお借りして使用していたので，現在はコミスクにお返ししているのです，あるということとは言えない状況です。

(会長) なくなったのではなく借りていたということですね。

(田中課長) 施設整備の関係で言いますと，当初から申し上げている通り，施設的に厳しい状況は今でも変わっておりません。そのあたりで放課後子供教室の事業の定着も踏まえて，3年後に見極めていくということも当初から申し上げてきた通りです。先程友廣委員から学年ごとの区切りであるとか学校ごとで検討する中で，限定的にでも始めればいいのかというご意見がありましたが，今現在の状況で言いますが，ごく限られた一部分です。学校全体で高学年を全部受け入れができるというところはございませんし，学校を限定した上で学年を限定した上で，数人なら預かれるというところは部分的にはございますが，それをやってもごく限定的な状況にしかありませんので，それよりはもっと全体的な観点の中で，高学年全体を受け入れる方向を考えています。それで3年間は教室型の事業を定着させた上で，後の2年で具体的ないろんな方法も含めて高学年も受け入れて31年度で最後で過不足数をゼロするという方向性を主として出したということです。

(友廣委員) 先ほど近隣の市の状況を参考にしないということでしたが、ただ受け入れの方向に関しては各近隣市はやるという方向でずっと前から動いているんですね。やり方としては、今の3年生を4年生になった時には受け入れると、そういう段階的な受け入れを近隣市はやる方向で今動いています。

(会長) ここですぐ答えは出ないと思います。一旦事務局の方で受け止めていただけたらと思いますので、原案としてはこれでいいのではないかと思います。

(友廣委員) 今の条例が3年生と明記されています。留守家庭児童会はそれを変える必要があるのではないかとということと、もう一つは指導員の配置について、つい先日方向性が示されましたが、資格要件を持った指導員を1人必ず配置しようということが出てきています。そうなった時に嘱託の指導員の方はおそらくあると思うのですが、17時から19時までと土曜日を担当しているアルバイトの方も含めてその時間帯も資格のある方を一人配置することはできますか。

(田中課長) 条例に関して申し上げますと、基準条例は6年生までという形にすでになっております。また、留守家庭児童会の条例は、1から3年生ということになっておりますけれども、今のところ3年間は4年生以上を受け入れる予定はございませんので、留守家庭児童会条例についてはその状況を見極めたときに条例改正を必要に応じてしていくことになるものと考えています。それと指導員の関係ですが、ほとんどの指導員が資格を持っておりますので、延長と土曜を含めて資格要件は今のところ大丈夫、クリアできるというふうに考えております。

(会長) それではこの件に関しては、これで終わりにしたいと思います。

### (3) 利用者負担の考え方

(会長) それでは議題3の利用者負担の考え方について説明をお願いします。

#### 【事務局より資料説明（利用者負担の考え方について）】

(金光委員) このように考えていただけることを非常にありがたく思っております。ただ、来年度からの制度では区分が沢山分れますが、在園している4歳児のお子さんが来年5歳になりましたときには所得の関係で今の制度の方が安くなる方もおられるのですか。

(小川課長) ほとんどの方は新制度で上がるのですが、59,000円を超え、なおかつ77,100円以下の方につきましては新制度を適用すると6,500円になるのですが、その間にかかる方については9,500円という形になってしまいます。そこだけがわずかにいらっしゃいます。今回は入園料をいただいている、いただけないというところでの区分で判断をさせていただきました。

(金光委員) 高額な方にとってはありがたい措置なんだろうと思って承知はしております。ただ、経済的に一番しんどい方がどうなるのか気になりました。いろんな考え方があるので非常に難しいと感じています。新5歳で入園されてくる方に関しては、新しい制度の適用ということで、来年5歳の方には二つの制度の方がおられるということですね。

(小川課長) そうです。

(有馬委員) 子ども・子育て新制度について、保護者の方から不安な声が上がっています。わからないことが多すぎて、何が違って何が違っていかないかということ

すらもわからないので。先日、私どもの方からその旨をお伝えして今度PTAの理事会が1月30日にあるんですけれども、そちらの方で新制度のことを示していただく方向で考えております。

(副会長) 実際には始まった時には利用者支援制度を使われて利用の仕方を示されると思うので、その都度相談先はできると思いますが、今はまだ不安ですよ。今日のメニューはパブコメにどういようように対応したかということと、それから一番大きいのは、放課後の問題だろうと思います。いろんなご意見が出ていいと思います。いろいろな視点が混在して出てくるので、それはそれで全部重要なことなんですけれども、少し整理していく必要があると思いました。要するに実際活動の時点では、利益的な視点、制度的な視点、ニーズがどうなっているのかという子どもや保護者の視点、そのみなさんの発言の根底にあるもの。いろいろな視点があってそれが全部大事なことです。それをトータルにどう捉えるのかというところが、やはり今後の見通しの中で見ていかないとはいけません。それはとても難しいことなんです。難しいけれども大事なことで、基本は個別ニーズにどう応じるのか。個々の人の状況にどう応じた体制作りをしていくのかというところが、子どもの放課後に関して言えば、これは幼保一体化の問題と一緒にしようと思います。そのあたりを芦屋市としてどう考えるかということが大事だし、友廣委員さんから芦屋ビジョンでやって欲しいという意見もありました。おそらく芦屋プランでやってくしかないのだろうと、今日お話を聞いていて思いました。地域の中でもこの子育て支援のことだけで話してはいますが、加納委員さんのお話なんかを聴いていると、地域の中でもいろいろな活動がすでに歴史的に存在しているわけで、そこを調整していかなくやならない時がいつか来るだろうというふうに思えば、芦屋として今出てきたものをまとめてみると、一番大きいのが福祉的な視点と教育的な視点をどう見るかということ。もうひとつは社会教育の視点が入ってきているのと、それからスポーツや文化の振興ということと、意見としては出て来なかったのですが、放課後子供教室がもともとは文化としてスポーツの振興を前提として作られているという事があったりします。確かに友廣委員がおっしゃるような歴史的な視点が違うし、目指しているものが違うんです。でも、多分そこを総合的に乗り入れしていくかということが今回の制度の根幹の部分じゃないかと思うので、そこをどう整理するのがとても難しいことだと思います。根本的なところをどう捉えるのか。常に誰かを立てれば誰かが立たなくなるというジレンマを抱えているので、そこを大事にやって欲しいということをしごく大変に思いました。他にもいろいろな地域事業があります。そういうことと総合的に乗り入れしていくとどうしても縦割りになっていますから、あれはあれこれはこれで動いているので、そこにせっかく積み上げてきた物がこの支援制度ができることによってつぶれていかないように、そこをどう吸収していいものにしていくかというふうなことを考えていく必要があるのかなということをして今日皆さんのご意見を聞きながら思いました。まだまだこれからですけど、今の現象にあまりにも捕らわれて流れてしまわないように根幹のところを押さえてやっていけたらいいなというふうに思いました。

(会長) そうしましたら最後に事務局からその他として何かございますか。

#### 【事務局より連絡事項】

( 会 長 ) では、第5回芦屋市子ども・子育て会議はこれで終了します。皆様のご協力でぴったり12時に終わることができましてありがとうございました。年末最後に貴重なご審議を子どもたちのためにすることができたことを喜んでおります。沢山の課題を皆さんから頂戴しましたので、また事務局の方でとりまとめていただきたいと思います。

<閉会>